

# ごみ処理の広域化に向けて 東海市とともに新しいごみ焼却施設等の建設計画を進めます

知多市と東海市は、平成25年5月23日に締結した覚書に基づき、両市の現ごみ焼却施設等（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）が耐用年数を迎える時期を見据え、平成35年度に両市による新しいごみ焼却施設等の完成を目指し、検討を進めてきました。

この度、両市は、効率的な施設運営による経費削減と、環境にやさしい循環型社会形成の一層の推進を図るため、次のステップである統合事務を開始することとし、事業主体、統合事務の開始時期、経費負担割合等の基本事項に合意し、平成26年2月12日に協定を締結しました。

協定の内容（基本事項、調整事項）及び今後のスケジュールは次のとおりです。

## 1 統合事務の開始に向けた基本事項

### (1) 事業主体；一部事務組合西知多医療厚生組合

西知多医療厚生組合は、既に衛生事業として、一般廃棄物である「し尿」を共同処理しており、一般廃棄物処理施設であるごみ焼却施設等の建設の事業主体としてふさわしい。

また、ごみ処理基本構想の策定、環境影響評価等の統合事務への速やかな着手が可能である。

### (2) 統合事務の開始時期；平成26年12月1日

平成35年度に新しいごみ焼却施設等の完成を目指すにあたり、ごみ処理基本構想の策定、環境影響評価等の計画調査に約6年、その後の建設工事に約4年の長期間を必要とする。

両市は、協定を締結し、組合同規約の改正等の必要な手続きを行い、平成26年12月1日からの事業主体による統合事務を開始する。

### (3) 経費負担割合

#### ア 均等割

処理規模に関わらず均等に負担することが適正な経費（ごみ処理基本構想策定、環境影響評価等の計画調査費）

#### イ 人口割

処理規模に応じて負担することが適正で、両市の人口規模に応じて負担する経費（統合施設の設計、建設工事等の建設費）

#### (4) その他の基本事項

- ア 組合規約及び組合条例等の改正
- イ ごみ焼却施設等の焼却方式及び建設候補地の選定
- ウ ごみ焼却施設等の供用開始後の速やかな使用
- エ 現ごみ焼却施設等の解体等は所在市の責任で実施

### 2 統合事務に伴う統一・統合の調整事項

- (1) ごみ・資源の分別方法の調査研究によるごみ減量化の推進
- (2) 分別方法に合わせた収集体制の効率化
- (3) 資源化施設を含めた効果的な処理体制の調査研究、再資源化の推進
- (4) 焼却残さ等の最終処分の方法等の調査研究、最終処分量の削減

### 3 今後のスケジュール（予定）

<年 度>	<取 組 み 内 容>
平成26年度	組合による統合事務開始（平成26年12月）
平成26～27年度	ごみ処理基本構想策定、循環型社会形成推進地域計画策定、建設候補地の選定
平成27～31年度	環境影響評価（配慮書、方法書、調査、準備書、評価書）
平成32～35年度	建設工事
平成36年度～	稼働

<問い合わせ先>

【知多市】 生活環境部 清掃業務課 清掃センター

電話 0562-32-5300

【東海市】 環境経済部 清掃センター

電話 052-601-2053